

令和 7 年度大阪地方最低賃金審議会

第 369 回総会 会議次第

令和 7 年 10 月 21 日（火） 午前 11 時
（大阪合同庁舎第 4 号館 4 階講堂）

1 開 会

2 議 事

- （１）大阪府塗料製造業最低賃金及び大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性に関する各専門部会の審議結果報告について
- （２）令和 7 年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について
- （３）その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会
第369回(令和7年度第7回) 総会 会議資料

資 料 目 次

資料 1	大阪府塗料製造業の改正決定に関する報告書	1
資料 2	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	3
資料 3	令和7年度特定最低の改正申出に係る審議の流れ	5
資料 4	令和7年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について	別冊



令和7年10月3日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府塗料製造業
最低賃金専門部会
部会長 表田 充生

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日開催の大阪地方最低賃金審議会第364回総会において付託された大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ ラベルはりの業務
 - ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18 リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,191 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり
(令和 7 年 12 月 4 日)



令和7年10月3日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府電気機械器具製造関連産業
最低賃金専門部会
部会長 岸本 佳浩

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

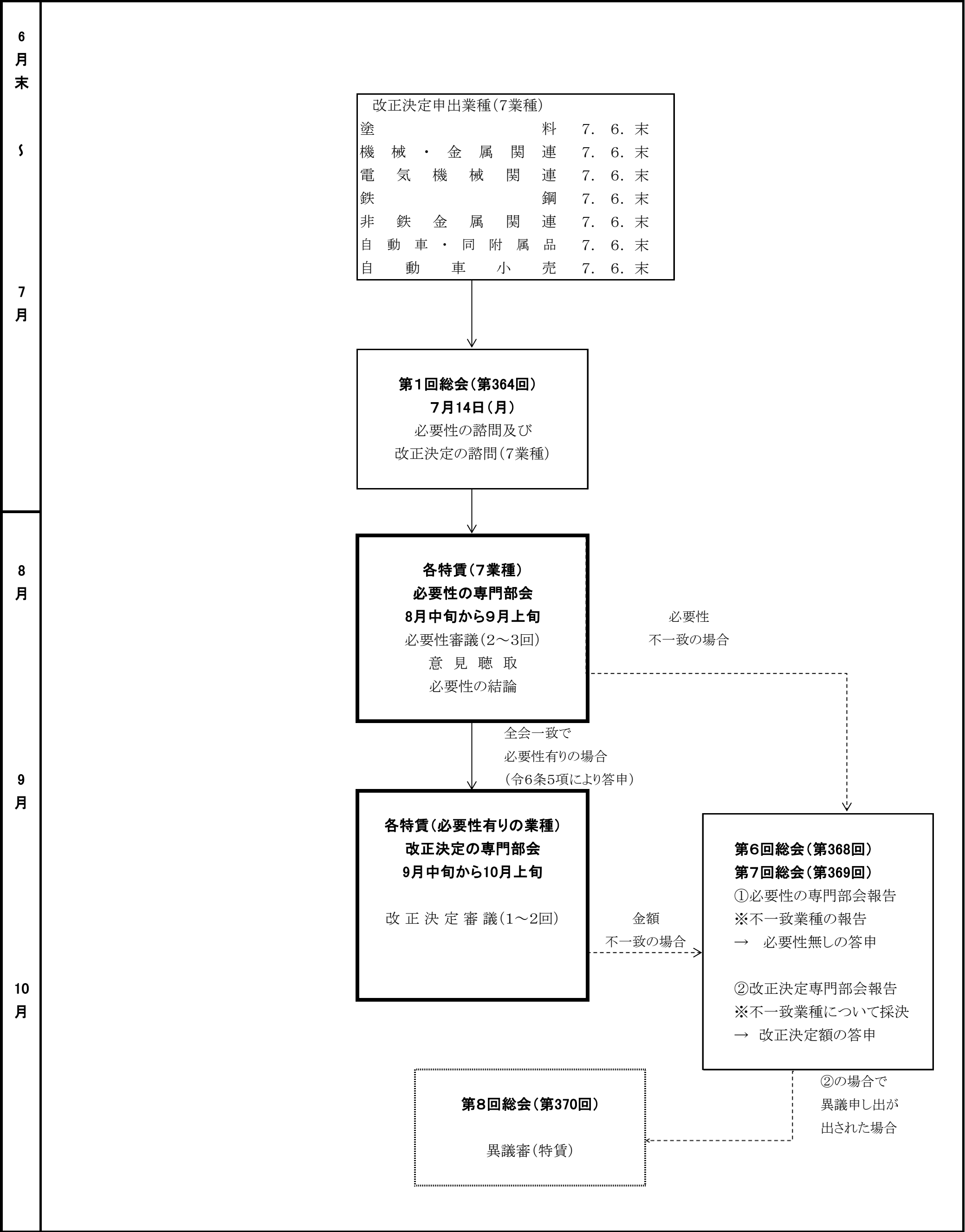
当専門部会は、令和7年7月14日開催の大阪地方最低賃金審議会第364回総会において付託された大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

別紙

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装又は袋詰め業務
 - ハ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,197円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり
(令和7年12月4日)

令和7年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ



令和 7 年 10 月 21 日

大阪労働局労働基準部賃金課

令和 7 年度**大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について**

令和7年8月19日 答申 附帯事項

関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

（政府への要望）

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金、中小企業省力化投資補助金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を更に充実させること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に実行すること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行を踏まえて、更なる取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進すること
- ⑥ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

（大阪労働局への要望）

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を強化し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

(政府への要望に対する取組)

- ① **賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金、中小企業省力化投資補助金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を更に充実させること**

業務改善助成金においては、令和7年9月5日より、対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充。また、最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要に。

IT導入補助金、中小企業省力化投資補助金（一般型）、ものづくり補助金においては、最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。また、事業場内最低賃金を令和7年度最低賃金改定において示された全国目安額以上に引き上げた事業者に対する加点も新設。

- ② **中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に実行すること**

9月を価格交渉促進月間とし、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施。月間終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施。

(大阪労働局への要望に対する取組)

令和7年度 答申附帯事項の取組のための実施計画

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～
周知広報、利活用の促進、履行の確保、下請取引の適正化 ◆監督指導等による履行の確保・支援策の周知（監督署） ◆労働保険新規適用事業所への周知（監督署） ◆関係機関への通報（監督署） ◆最低賃金に係る情報の提供に関する協定に基づく自治体との連携（労働局・監督署） ◆各種会議、集団指導、セミナー、合同就職面接会等での周知（労働局、監督署、ハローワーク）等											
最低賃金周知・支援期間 ・ 答申後の記者会見 ・ 最低賃金のための周知環境整備に関する作業 ・ Y o T u b e X の活用による周知 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ 取組状況の報告											
集中取組期間 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ 大阪府内高等学校への周知 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ 改正行政特定期間最低賃金額の周知 ・ 賃金減額特例事業場への周知 5 年間の最低 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ 自治体協定の締結勧奨に係る情報の提供に ・ 確定申告会場での周知 ・ 労働保険年度更新の案内に事業主支援策を掲載し送付 ・ 取組状況の報告 労働保険年度更新会場での周知											

●周知広報・履行確保、支援策利活用の促進（通年）

- ・最低賃金の円滑な履行確保を図るためには、発効される改正額についての的確に周知するとともに、業務改善助成金等の賃上げ支援策のさらなる活用促進を図ることが重要である。そのため、局が主催する会議等、労働基準監督署における監督指導・集団指導・企業訪問支援・労働保険新規加入手続等、ハローワークにおける求人受付等、あらゆる機会を活用して局を挙げて取り組むとともに、マスメディアの活用や関係機関とも連携して、効果的な周知広報に取り組む。
- ・賃金不払いをはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による定期監督において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況の確認を行う。賃金支払いが履行されず、労働基準監督署による度重なる指導でも是正しない事業場や定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分も含めて厳正に対応する。

●下請取引の適正化（通年）

- ・監督指導等において、対象事業場における賃金引上げの阻害要因として「買ったとき」等が疑われる場合、労働基準関係法令違反が認められない場合であっても、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行う。

●「最低賃金周知・支援期間」の実施（9月5日～10月15日）

- ・9月5日～10月15日を「最低賃金周知・支援期間」と設定し、改正された大阪府最低賃金、業務改善助成金等賃金引上げに向けた支援策の周知・利活用の促進について集中的に取り組む。

●行政機関に対する配慮要請の実施（11月）

- ・民間企業に業務委託等を行う場合、契約期間中の最低賃金額改正によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、大阪府内自治体、在阪する国の行政機関や独立行政法人に対して配慮要請を行う。

●自治体に対する最低賃金に係る情報提供に関する協定の締結勧奨（2月）

- ・自治体が発注する業務委託契約を受注した事業者等に雇用される労働者の最低賃金の履行確保の強化を目的とする情報連携のための協定について、協定未締結の自治体に締結に向けた働きかけを行う。

●集中取組期間の実施（1～3月）

- ・最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備のため集中取組期間（1月～3月）を設け、最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて検討

がなされるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行う。

①大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと

1 既に取組を行ったもの

(1) 大阪府内全市町村・大阪市全区広報誌への掲載を依頼

10月16日から府最低賃金が117
7円に改定されます。パート、アルバイト等を含む全ての
労働者に適用されます。特定の産
業には、府最低賃金より高い金額が
別途定められている特定最低賃金が
あります。大阪労働局賃金課 ☎06・
6949・6502

茨木市



堺市

府最低賃金改定のお知らせ
10月16日(木)から1177円に
改正され全ての労働者に適用され
ます。大阪労働局賃金課 ☎06・69
49・6502

寝屋川市

(2) マスメディア・SNSを通じた周知広報



答 申



答申後の記者会見



答申における YouTube ショート動画



新聞広告（政府広報・厚生労働省）

(3) 大阪労働局と包括連携協定を締結した金融機関での周知

- ・大阪信用金庫において、電子掲示板による情報発信
- ・池田泉州銀行大阪府内各支店（81ヶ所）において、大阪労働局版リーフレットを配架

(4) ポスター・リーフレット等による周知

- ・厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、幅広く配布。10月10日現在の配布枚数

- ・大阪労働局版リーフレット 約 55,300 枚
- ・厚生労働省版リーフレット 約 50,400 枚
- ・パンフレット 約 9,800 枚
- ・ポスター 約 2,400 枚



厚生労働省版 リーフレット



大阪労働局版 リーフレット



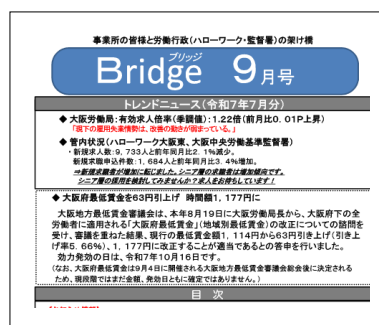
緑十字展 2025in 大阪・近畿



障害のある方対象 就職面接会



ハローワーク大阪東



Bridge 9月号
(大阪中央労働基準監督署・ハローワーク大阪東)

2 取組予定のもの（画像はいずれも令和6年度分参考）

- (1) 過去5年間違反事業場・減額特例許可事業場への周知（11月予定）
- (2) 在阪鉄道各社へ主要駅でのポスター掲出を依頼（12月予定）
- (3) 近畿2府4県最低賃金一覧リーフレット作成、同地域内で共有
(近畿2府4県確定後)
- (4) 確定申告会場等での周知（2月予定）



阪急（千里山駅）



JR（新今宮駅）



堺税務署

3 履行確保の取組

改正最低賃金の発効後は、監督指導等において法違反を認めた場合は是正指導を行っている。また、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備を行うため、今年度1月から3月までを「集中取組期間」とし、大阪府内の全労働基準監督署において、最低賃金の遵守徹底を図り、最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導の実施を予定。

- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

1 令和7年「最低賃金周知・支援期間（9月5日～10月15日）」の取組を実施

- (1) プレスリリースし、大阪労働局の取組について周知



プレスリリース



期間ポスター

- (2) 最低賃金リーフレット裏面に省庁を横断する支援策を盛り込み、利活用の促進。
- (3) 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」においてセミナーを開催
- (4) 9月上旬、労働基準監督署では、最低賃金引上げによる影響率の高い業種のうち小規模事業場を中心に、改正最低賃金額や各種支援策についての資料を送付。その後速やかに、署の職員が当該事業場に直接電話にて説明することにより、周知や利活用の勧奨を実施。

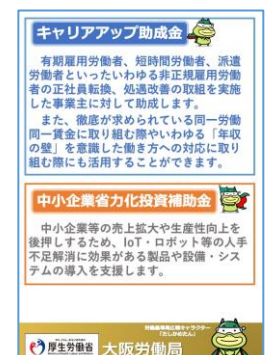


- (5) ハローワークでは、求人窓口のほか、所内に改正最低賃金額を記載したリーフレットを掲示・配架して周知。加えて、マイページ登録事業所については、改正最低賃金額、賃金引上げに係る支援策等についても周知を図った。

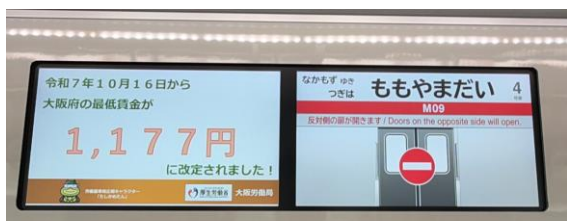
また、10月16日以降有効な求人票のうち、改正最低賃金額を下回る事業所に対して、10月16日以降の求人票の賃金額の見直しについて指導を行った。

- (6) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し事業主支援策の周知及び活用の促進を図った。
- (7) 助成金センターと連携し、支給決定通知書に大阪労働局版リーフレットを同封し事業主支援策の周知及び活用の促進を図った。
- (8) メーリングリストを活用し、労働保険事務組合へ改正額と事業主支援策について情報の発信をし、周知及び利活用の促進を図った。
- (9) 大阪労働局 YouTube チャンネル、大阪労働局労働基準部公式 X による情報発信をし、周知及び利活用の促進を図った。

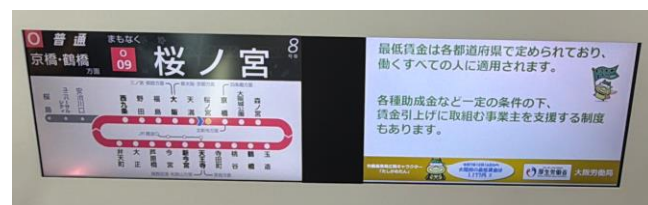
大阪労働局
YouTube（ショート動画）



- (10) 大阪メトロ（御堂筋線・中央線）及び JR 環状線・ゆめ咲き線の車内デジタルサイネージを利用し周知を図った。【新規】



大阪メトロ御堂筋線



JR 環状線

- (11) 雇用保険事務手続きの手引きへの掲載による周知を図った。【新規】

2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組

助成金の活用、生産性の向上、働きがいをも高める賃上げ策などの相談に、電話・メール・個別出張訪問等希望に応じて対応。経営相談等に関する相談の場合は、適宜、大阪府よろず支援拠点への取次ぎを行っている。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (9月末)
相談件数	2,303	2,239	1,262
セミナー開催数(回)	243	156	48
セミナー参加者数(人)	6,558	5,584	1,428
訪問コンサルティング(件)	2,111	2,347	1,132

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、1回で複数項目の相談も1件として計上。

3 労働基準監督署における取組

各労働基準監督署において「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談、集団指導、説明会、訪問支援を実施。

4 支援策活用状況

(1) 厚生労働省関連

名 称		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (9 月末)
業務改善助成金	申請件数	1,529 件	1,826 件	1,291 件
	実績件数	1,117 件	1,253 件	288 件
働き方改革推進支援助成金 ※成果目標を賃金引き上げとしているもの	申請件数	105 件	144 件	89 件
	実績件数	76 件	111 件	45 件
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース、賃金規定等共通化コース)	申請件数	387 件	717 件	643 件
	実績件数	296 件	631 件	514 件
キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース)	計画書提出 件数	986 件	1,763 件	689 件
キャリアアップ助成金 (短時間労働者労働時間延長支援コース) ※令和 7 年 7 月新設	計画書提出 件数	－	－	348 件
人材開発支援助成金	申請件数	4,922 件	6,899 件	4,037 件
	実績件数	4,461 件	5,559 件	4,373 件
人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース、テレワークコース)	申請件数	6 件	12 件	12 件
	実績件数	6 件	4 件	1 件

(2) 経済産業省関連

名 称	令和 5 年度 採択件数	令和 6 年度 採択件数	令和 7 年度 採択件数 (9 月末)
小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)	2,491 件	625 件	1,226 件
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 (IT 導入補助金)	6,788 件	4,956 件	2,150 件
中小企業等事業再構築促進事業	1,972 件	226 件	121 件
中小企業省力化投資補助金 (一般型) ※カタログ型は未公表	－	－	191 件

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進 事業(ものづくり補助金)	521 件	130	69 件
--------------------------------------	-------	-----	------

5 今後の取組

賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金の周知と中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を積極的に周知し、それぞれの利活用促進に取り組む。

また、関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援の周知を図っていく。

- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること

1 自治体等への文書による配慮要請

厚生労働省労働基準局長から、改定額、支援施策の周知・広報及び労務費の適切な価格転嫁を踏まえた要請文書を各都道府県知事・政令指定都市市長あてに発出。

大阪労働局においても、大阪労働局長と大阪府知事の連名で政令指定都市以外の府内自治体へ要請文書を送付予定。

2 今後の取組

現在、締結している大阪市、堺市、枚方市との最低賃金にかかる情報の提供について、引き続き的確に運営する。これら以外の市町村については、協定の締結の働きかけを行っていく。

- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を強化し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

1 関係省庁との連携

労働基準監督署や大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金についても紹介。

2 労働基準監督署における取組

労働基準監督署は事業場に監督指導等を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報を行っている。

3 今後の取組

今年度についても、1月から3月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行う。

⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること

現在の取組状況等について厚生労働本省に説明を行い、十分な予算措置が得られるように図る。